

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年2月27日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年2月27日（火） 午前10時00分～午前11時36分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 委員 塚本よしひろ
委員 澤田えみこ 委員 大倉たかひろ
委員 須貝行宏 委員 松本ときひろ
委員 石田秀男 委員 中塚 亮

出席説明員 桑村副区長 久保田企画部長
佐藤（憲）企画課長 吉岡政策推進担当課長
遠藤財政課長 辻広報広聴課長
横田情報推進課長 河西情報戦略担当課長
堀越総務部長 黒田新庁舎整備担当部長
多並広町事業担当部長 勝亦総務課長
岡秘書担当課長 加島人権啓発課長
崎村人事課長 田口人材育成担当課長
佐藤（聡）経理課長 提坂税務課長
山下新庁舎整備課長 大友新庁舎建設担当課長
泉広町事業調整担当課長 大串会計管理者
鈴木選挙管理委員会事務局長 高山監査委員事務局長
大澤区議会事務局長

○午前10時00分開会

○せりざわ委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本日はお手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、施設整備課長は冒頭から区民委員会に出席しておりますので、あらかじめご了承ください。それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和5年度行政評価の結果について

○せりざわ委員長

初めに予定表1、報告事項を聴取いたします。

それでは、(1)令和5年度行政評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉岡政策推進担当課長

それでは、私から令和5年度行政評価の結果についてご説明させていただきます。まず、A4資料をご覧くださいませでしょうか。初めに項番1、事務事業評価でございます。(1)の概要につきまして、①の評価対象事業につきましては、従前よりお伝えしているところでございますが、令和4年度予算事務事業の小事業、665事業が対象でございます。

②の評価基準でございますけれども、4種類の評価、AからDといたしまして、A評価、拡大する事業、B評価、継続する事業、C評価、改善・見直しする事業、D評価、完了・中止・廃止する事業、こちらは3年以内の完了が予定されている、また廃止を検討していくものも含むものでございますけれども、こうした基準により各事業を評価したところでございます。

(2)の部局別評価結果でございますが、部局ごと、また全体でAからDの評価の件数ですとか、予算削減額を下の表にまとめているところでございます。予算削減額につきましては、廃止した事業をはじめといたしまして、イベントや委託経費、前年度決算で不用額が大きい事業等を中心に、令和6年度の一般会計予算の編成において、令和5年度予算と比較して見直しを行った事業や経費を抽出いたしました。

1ページおめくりいただけますでしょうか。項番2の政策評価についてでございます。(1)概要、(2)評価対象分野でございます。区民・有識者等で評価委員会を設置いたしまして、今年度は評価対象分野を防災・強靱化、そして環境(SDGs)の2分野といたしまして、区民意見を踏まえた評価を実施いたしました。

(3)の政策評価委員会から区に対する提言についてでございます。令和5年8月から10月にかけて開催した事前検討会および品川区政策評価委員会での議論を経まして、政策評価を策定し、下の表で骨子としてまとめておりますけれども、11月には委員会から区長に対して、区の政策に対する提言といたしましてご提出いただいたところでございます。

(4)今後の対応についてでございますが、この提言を受けまして、区としての今後の対応を検討し、その結果につきましては、下の表、一部抜粋ではございますけれども、各分野における改善の方向性として整理してございます。

次に、項番3の予算特別委員会への提出資料についてでございます。昨年の決算特別委員会と同様、

予算特別委員会におきましても、審議にご活用いただきたく①行政評価シート、本日こちらに1事業分を、参考に資料として添付しております。ご覧いただけますでしょうか。

右下の6番の評価のところでございます。決算特別委員会での資料提供時には、こちらが空欄となっておりますが、今回、評価を追記したものを665事業分のシートとともに、今回の事務事業評価によりまして予算を削減した考え方や事業例をまとめたものも併せて提出したいというふうに考えているところでございます。

A4資料にお戻りいただけますでしょうか。続きまして、②の政策評価の結果につきましても、政策評価委員会からどのような評価、提言をいただいたのか、どのように施策、事業に生かしたのかというものをまとめた資料をご提示させていただきたいと思っております。

最後に項番4、公表についてでございますが、行政評価の結果につきましても、2月末に区ホームページにて、項番3でお示した資料については公表させていただきたいと考えてございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。少し説明していただけたらと思う点ですが、つまり、この予算削減額の23億6,400万円余の内訳、事業が分かるように説明をしてもらったり、資料をつくっていただけたらということなんです。

例えば、先ほどの説明だと、D評価で39事業が廃止になって、ただ、C評価の改善の部分で削減した部分も含めて、マイナス23億6,400万円余になったということでのいいのか。23億円余にはどんな事業があるのか、一覧表というか、見て分かるものというか、それをちょっと提出してもらえると分かりやすいなと思って、1つ伺いたいと思います。

それと、区長の施政方針で、665事業を対象にして事務事業評価をやって、予算の1%、20億円を捻出したということですが、正確には23億6,400万円余を捻出したということなのか、省略して20億円という言い方をしたのか、そこの関係ももう少し説明いただけたらと思います。

○吉岡政策推進担当課長

委員からの質問にお答えさせていただきます。まず、1点目ですけれども、ここに予算削減の内訳ということで、今回部局ごとの削減額を示させていただいております。どんな事業をどんな考え方で削減したのかというところを、今回はおつけしていないのですが、予算特別委員会の資料として、少し分かりやすくというところでご提供させていただきたいと思っております。

また、C評価、D評価をつけさせていただいたところを中心に当然見直しを図って、予算削減額に計上させていただいているところですが、A評価、B評価の中にも、事業の中に細かく削減すべき部分もございますので、そういったところも数字に計上されているところがございます。

2点目の施政方針での数字というところで、1%、20億円というところがございましたけれども、こちらは公約で、1%、20億円というふうにお話しさせていただいているところがございますけれども、今回、予算削減額23億円余というところが、結果として削減額となったところがございます。

○中塚委員

予算削減額がどんな事業で幾らなのか、分かりやすい資料を今度の予算特別委員会にはぜひ提出していただきたいと思います。

それともう一つ、資料の作成に当たって、ここでは部局ごとの説明になっているのですが、性質別内訳で出していただけたらというふうに思うのです。23億円余の削減額を人件費、扶助費、公債費、投資的経費云々の性質別内訳で示すことができるのかということが1つと、やはり気になるのは、扶助費で削減した事業や金額があるのか、その点も伺いたいと思います。

それと、まとめてもう一個だけ、2ページ目の予算特別委員会への資料の提供ということで、先ほどともかぶりますけれども、分厚いのがどんと来られても、もちろん全部見ようと頑張りますけれども、せめて評価のA B C Dのタイトルや目次、全体像が分かるものを併せて出していただければ、ああ、何ページのどこを見ればいいのかと進めると思うのですが、それぞれいかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

2点ご質問いただきまして、まず性質別の内訳というところでお話ございました。今回事務事業評価という性質上、事業ごとに出ささせていただくとか、大きな考え方としてどのような削減額があったかというところで数字を出ささせていただくところがございます。

性質別については、人件費のところは各事業に分散されていて、どれだけ削減されたかというところはなかなか難しい部分もございますので、内訳については、どのような出し方が分かりやすいかというのは引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

また、扶助費のところも含まれているかどうかというところは、恐らく福祉部の事業の中で幾ばくか含まれているというふうに考えているところですが、それが何事業、幾らかというところは、今手元に数字がございませんので、そうした算出の仕方につきましても今後検討させていただければと思っております。

続きましてもう一点、目次ですね。前回事務事業評価のシートを出ささせていただいた際にも、表紙で総務部は何ページからですとか、企画部は何ページからですとか、そういった目次を出ささせていただいているのですが、分かりやすい形というのは引き続き検討させていただきます。

○須貝委員

行政評価シートですが、そもそも行政評価をするに当たって、何を目標そうとしていた。ただ金額、予算削減を目指しているのか、先ほど中塚委員もおっしゃっていましたが、区長が1%、20億円の予算削減と提示したら、それに近い金額で23億円というふうに提示された。うがった見方をすれば、数字合わせのように見えます。それはどうなのかということ。

そもそも行政評価は、何を基準にして評価するのか、あくまで行政の事務事業、様々な活動、事業に対して評価をするのか、それとも、それが区民サービスに直結していくことを念頭に置いて進んでいくのか。

この中で事業の実績、課題などを見ますと、行政手続オンライン化とありまして、申請や届出等の各種手続をオンライン化した件数とか書いてありますけれども、件数というのは、オンライン化しなければいけないのですが、それをこういうふうに目標として掲げていくのか、そうではなくて、どんどん事業の中で推進していく、いけばいくはずだし、何かそれを評価するというのも私にはよく分からない。

あと電子決裁率、庁内業務における電子決裁の割合、こういうふうにしていきますよ、どんどん上げていきますというのは、目標としてはいいのかもしれませんが、これが行政評価なのですかとちょっと思うのと、あとキャッシュレス端末の設置もそうですけれども、どんどんキャッシュレス端末を置いていく。こういう目標も掲げている。でも区民の方が利用する件数がすごく増えているのか、増えていないのか

私も分からないのですが、それをこういうふうの評価するというのは、一体何を行政評価して目指しているのかというのが非常に分かりにくいのですが、端的に教えていただければありがたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

行政評価の目的というところでございますけれども、こちらは効果的、効率的な行財政運営に向けまして、現状の課題と今後の方向性を踏まえた成果目標を設定いたしまして、限られた行政資源を有効に活用するためのマネジメントの仕組みというところでございます。

そういった意味で、予算削減額というところは、あくまで結果として出たところでございまして、これは当然目的ということではございません。ただ、事業実施方法の改善ですとか見直し、こういったところで、結果としてこの23億円が捻出されたというところでございます。

今、委員のほうからも一例で出していた事務事業のICT推進管理費というところですが、こちらは事務事業というところで、非常に細かい部分の指標がそれぞれの事業に設定されております。お話しいただいた行政手続きのオンライン化ですとか、キャッシュレス端末の設置、こちらは区民の利便性に資するものというところもございまして、電子決裁が庁内で進むことで事務の効率化、ペーパーレス、こういったものが進むというところもございまして、これを進めることによって、コスト、人員といったものが、新たな区民の幸せにつながるような財源に資するというところでございます。

○須貝委員

区民の利益、区民サービスにもつながるという話ですが、そうすると、どうなのでしょう。区民の方が望んでいることを事業としてやって、それを評価していくというならば、すごく分かりやすいのですが、行政でこういうことをやっていますよ、どんどんやって進んで合理化もしていますよ。それは分かるのですが、それは通常も各事業部で、それぞれ進んでやっていることだと思うのですよね。それをこうやって評価して、財務情報まで出して、それが一体何なのかというのが、非常に分かりにくいので、私はいつも辛口で言って恐縮ですけども、一体何を評価して、それがどういうふうに、庁内で事務事業もこれだけ合理化して、それだけすごく人件費も浮いてきました、何もしてきましたというのだったら、それだけを記載すればいい話だし、各職員の方が、いや、こういうふうに改善したらどうですかと改善提案もされていると思うのですよね。そういう方面も、きっと区民と接している方が、こういうふうにしたら、区民サービス、また区民にとってよりよい行政の事業につながるのではないかと、みんな提案されていると思うので、そういう方面に対して、区民と直結した評価をするべきではないかと私は思うのです。これをやって、いや、進んでいるのは分かりますけれども、当たり前のことをこうやって評価されて、数値化されて、目標はこうで、こういうふうにありますというのは価値があるのかなど。かえって職員の方がこうやって数字を出してきて、埋めて行って、1%出していくというのは、私からすると、逆にマイナスのような気もするのです。片や一生懸命合理化して、こうやって事業を楽にしよう、でも片やこういう資料を出して集めて、まとめているわけですよね。これが区民にとってどうなのですかというときに、それだけ価値があるものなのかというのは非常に疑問に思うのです。もう一度だけお答えください。

○吉岡政策推進担当課長

今回の行政評価、事務事業評価につきましては、庁内での検討というところになりますけれども、一方で政策評価につきましては、区民・有識者による外部委員会を設置いたしまして、防災と環境について評価をいただいたところでございます。

そういった中ではどのようなご意見、ご提言をいただいて、新規の事業、あるいは既存の事業の拡充、

工夫、こういったものに活かしてまいったというところを分かりやすい形でお示しさせていただくところ です。

委員がおっしゃるとおり、事務事業評価につきましても、これがシートだけ見せるというところ ですと、成果としてなかなか分かりにくい部分がございますので、分かりやすい形でお示しさせていただくとともに、職員の意識、こういったものを高いモチベーションで行えるようにというところは、引き続き工夫してまいりたいと思います。

○須貝委員

毎回すみませんけれども、別に区長の方針に逆らうわけではないけれども、自分の会社だと思ったら、こんなことをやるのだったら、やるべきことがたくさんあるのではないかという気がするし、ただ数値化したものを出して、どれだけの意味があるのかなと非常に疑問に思って、よりいい方法に評価方法が変わるとまた違うと思うのですけれども、一応意見だけ言わせてください。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。事務事業評価のご説明は大体分かったのですが、あともう一つ、政策評価、区民の意見を踏まえた評価ということで今回やっていただいているかと思うのですけれども、実際の会議録の要旨等を見ると、これは政策評価と事務事業評価というのは、一応概念的には分けられるかと思っていて、政策評価という肩書ではあるのですが、実際の議事録などを見ると、事務事業のほうの検討も区民の方たちとかなりやられているのかなというふうに思います。

説明書を見ると、政策の部分と事務事業両方、マクロとミクロの視点からやるということが書かれていて、抽象的にはそれで何となくそうだろうと思うのです。ただ実際に評価する側からすると、今やっているのは政策の評価なのか、事務事業の評価なのかという切り分けはなかなか難しいのかなと思います。

議事録のほうでは、どちらかというところ、ある程度事前の会議、事前の検討を踏まえたものがたたき台というのか、事務局からまとめたものが出てきて、それを、改めて皆さんでご意見を出していただくという形になっていて、多分事前の検討のほうが実際の中身があるのかなと思っていて、ここの部分が、そこまでの公開は、議事録の形にはされていない、記録の公開はされていなくて、政策部分の評価と事務事業の評価の切り分けとかをどういうふうに説明してやっていったのか、この辺りは今後また同じようなことを、あるいは他の自治体でやったときに、この部分で参考になるのかなと思うので、ご説明いただければと思います。

○吉岡政策推進担当課長

政策評価についてご質問いただきました。確かに政策というところで、これを評価いただくに当たって、今、長期基本計画のほうで政策の柱というところで位置づけているところがあるのですけれども、こちらの基本的な考え方をどのように達成しているかというところを評価いただくものでございます。

一方で、何も数字、事業がないまま、これを評価していただくというところは、区民の方にとって非常に難しいという部分がございますので、そちらを構成する代表的な事業を幾つか取り出して、ご説明させていただいて、インプット、あるいは意見交換をさせていただくというところで、事前検討会のところでお話をさせていただきました。委員ご案内のとおり、マクロ的な視点での政策、ミクロ的な視点での事務事業、それぞれにお話、評価をいただいて、提言内容という形でまとめたというところが一連の流れでございます。

○松本委員

政策の話をするところと事務事業の話をするところというのは、一応段階を分けたということでもいいのかというのが1点と、多分政策と事務事業の関係でいったら、間に施策が入ると思うのですが、つながっているというか、事務事業が施策につながって、施策が最終的な政策の達成になっているかというところが一連の流れになるかと思います。

事務事業の評価で結構気をつけなければいけないのかなと思うのが、視点がどんどんミクロになっていって、その結果本当に大きな政策につながっているのかという因果関係というのが、途中で思考から落ちてしまうということもあるのかなというように思います。その辺りの工夫は何かなされたのか、お願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

先ほど事務事業と政策が離れているということで、まさにそのとおりでございまして、政策の柱でどのような代表的な施策があるか、そういったご説明をさせていただいて、事務事業の中でも、代表的なものを出すことによって、小さい事務事業ではなくて、大きなところを所管とも調整しながら、あまり過度なインプットにならないようなところも心がけて、説明というところを工夫した次第でございます。

○石田（秀）委員

大変ご苦労いただいて、資料も作成されたというのは、本当にご苦労いただいているなと思います。最初に1つ聞きたいのは、行政評価、事務事業評価、これまでいろいろやってきて、事務事業評価も決算特別委員会の前につくって、皆さんに資料をお見せして、それで議論をしましょうなどというときもあって、みんなそれを頼りに質問したという時代もあって、だけれども、やめたわけだね。まず、なぜやめたかと聞きたい。

つくったのは、あれはあれでよかったと思う。よかったけれども、毎年やること、何年か継続してやること、私の理解は、そこではないだろうということでやめたのだと思っていて、だから、今回もやったから、これはこれでいいのです。だけれども、1%も含めて、今ここに書いてあるけれども、継続で1%というと、今度予算の組み方はどうなっているとか、おい、企画は何をやっているのだ、今までだって、企画がしっかりしているから、所管からいろいろな話に来て、最後は区長査定があるかもしれないけれども、そこで企画をみんな信用してやっているわけでしょう。

その毎年のものについては、議会でもいろいろ議論があって、外部監査にするかみたいな話があるけれども、品川区はしっかり内部監査で、皆さんだってあの資料を苦労して出されて、不用額が多いところはどうするとか、これはモデル事業だったけれども、金額が多い。あれは500万円以上、間違っていたら、ごめんなさい。前は500万円以上だった。そうすると500万円以上の事業については全部やる、その代わり不用額が多い、では、どうしていくのだ、モデル的なものだったら、これは3年で終わりにしていこうではないとか、そういう判断はされてきたわけです。それはいまだにあるわけです。

では、ここでやったことは、これはこれでチェックをして、こうやって1つやっていくということはいいいことだけれども、継続的にやるかといったら、今度予算の在り方から企画の在り方みたいな話になってしまう。そこら辺をどう捉えてこれを今やっていらっしゃるかというのを、1年はいいいのだけれども、3年ごとにやるとか、5年ごと、もう一回チェックをするためにやるぐらいの感覚とかというのがないと、何度もこんなことをやる話ではないと思っていて、そこら辺の感覚を教えてほしい。

○吉岡政策推進担当課長

委員からご質問をいただきまして、ありがとうございます。こちらの評価につきましては、過去行っ

てきたこういった行政評価につきましては、同じ評価を繰り返し継続していくと、評価疲れ、あるいはマンネリ化していくという部分がどうしても課題としてございます。

引き続き行政評価を行う上で、どういった評価対象、事業にしていくなかで、評価の在り方というところをしっかりと検討するとともに、予算の削減額、予算の編成のところはどう生かしていくかというところを再整理していくことが必要だというふうに考えているところでございます。

○石田（秀）委員

今おっしゃっていることで合っているのだと思うけれども、そうすると、さっき言った、いろいろな細かいところだけを、これ、削減できるぜと、執行率のところしか見なくなってしまう、こんなことばかりやっていると。不用額をどうしようなどという話とか、行政側にある程度の幅があつていいと私は思っているのです。それはいろいろな中で、だから、款項目節で目間流用だつていいよとやっているわけではないですか。目はある程度自由に使える、こういう事業とこういう事業だったら、目間流用だつてできるようにしていこうというのが行政の、一つの事業がぐつといったときにやれるような幅を持ってやっているというのは、私はそれで評価しているのです。

皆さんもその中で、企画の方々もそういうことを勘案しながらやっていらっしゃると思います。所管は所管で、これ、やってくれと言うかもしれないけれども、全体を見渡して企画の方々もしっかりそれをやっているというのは必ずあると私は信じているし、最後の区長査定もあるわけだから、それを見ながらやっているというのが私はあるし、監査だつて、いろいろな監査意見書も来るけれども、それはあつても、そこら辺のところは、監査は監査なりの幅をちゃんと持ってやったださっていると思う。厳しくやらなければいけないところはもちろんあるのだけれども、それが区民のためになるはずなのです。それを全部かつかつやっていたら、逆に区民でそこで活動していただいている方がみんな疲弊していくことも起きてきてしまう。だつて区民の皆さんは、ボランティアで動いてくださっている方だつてたくさんいる。町会だつて何だつて、そういう方と一緒にやっていくというのに、行政側がかつかつやっついて、ボランティアで参加してくださっている方々まで、そういうふうにかつかつ行くようになったら、本来の行政の役目ではないと私は思う。だからこれはこれでいいのだよ。何年に1回やるとか、見直すということは必要、監査の視点から毎年やる。これも必要だよ。それであえてこういうことを継続して今やっつけていかれる気であるのだろうとするならば、何が必要なのというのをもう一回聞きたい。今の話ではちょっと納得できなかった。

○吉岡政策推進担当課長

今回の行政評価の結果、事務事業評価の結果を踏まえて予算編成に活かしたというところではございますけれども、おっしゃるとおり、不用額の部分だけ見直したというところでは当然ございません。しかしながら、今回の事務事業評価のところ、そういった部分を大きく見直したというところは言うまでもないところでございます。今後事務事業評価、行政評価を行うに当たって、どのように予算編成に活かしていくかというところはしっかりと考えさせていただいて、答えを出していきたいと思っております。

○石田（秀）委員

今ちょうどこういう時期なので、この前か何か話があつて、こういうのがあつて、職員の方々からもいろいろなお話を聞いて、9事業か何か新しくやっていく。こういうのは多分廃止を出されたり、立場が違うから、これはこれで報告だからいいのだけれども、何かの機会は、両方セットで、こういうことはモデルだつた、これからこういうこともやっつけていきますよ、廃止していくこと、これに対してこういう違う展開をしていくのですよということが何かあると、そういうものが何かあると、39事業も廃止

みたいのがあって、改善というのはいっぱいあるのだけれども、これは全部出せないけれども、何か代表的な、特に新しい9事業なんかはもっとこういってやっているので、区民の皆さんから聞いた声を行政側が受け止めて、それで新しい事業で、それはモデル的かもしれないけれどももっともっとアピールしていくということがあったほうが、行政というか、職員の方々もやる気が出るような気がしてならない。ぜひそういうことだけお願いしたいと思います。だって企画に切られてしまうということしか思っていない、職員の人、所管の人たちは。そういうのではなくて、一緒になってそういうことをやっているのです、企画はそういう立場だからしょうがないけれども、そういうのをぜひよろしくお願ひします。応援します。

○塚本副委員長

以前、行政評価はこの委員会でも何回か報告いただいていますけれども、そこで聞いていたかもしれないですけども、改めてで申し訳ないのですが、評価のA B C Dをつけるときに、どういう会議というか、誰が中心になって最終的に評価をつけるのかというのを確認させていただきたいのです。

なぜそういうことを聞くかという、今回の行政評価で、今日いただいた報告で、23億円超の予算が減額されたというところですけども、区長の削減した1%の予算をウェルビーイングにという話がある中で、どこからお金を持ってきたのだという話も、もちろんここで見たいところではあるのですけれども、それ以上に、区長の考え方として、これからの区政の考え方として、どういったところに力を入れ、どういったところはある意味縮小していくのか、そういう評価が出るものだと思うので、そういった意味から、最終的な評価を下していったというところで、ありていに言うと、誰が最終的に決定したのかみたいなお聞きしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

今回の事務事業評価の最終評価というところですけども、こちらは区の最終評価でございますので、区長が決定したというところでございます。評価を行うに当たっては、区長審議というところで、関係する部長ですとか、企画の職員、こういった者が集合いたしました会議体を行いまして、こういった評価を決定していったというところでございます。

○塚本副委員長

分かりました。予算審議においてはそういう前提で臨んでまいりたいというふうに私も思います。先ほど別の委員からもありましたが、資料については、今言ったような視点も分かるような形なるべく用意していただくというお話もありましたけれども、つぶさに見れば、前年度予算と今年度予算、どこがどう変わった、あるいは何がなくなったとか、増えたかというのは、分からないことはないですけども、さっきやってみたら、やっぱり結構大変ですね。非常にお忙しいし、大変だとは思いますが、そういった資料はなるべく分かりやすくなるようなものをお願いしたいというのと、あとは定期的に予算特別委員会が来週に迫っていますけれども、いつ頃、なるべく早くお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

区議会においてもこういった資料をお渡しするルールというものもございますので、そちらに沿って今週中には皆様にお届けできるよう、ご用意させていただければと思っております。

○せりざわ委員長

ほかにごありますか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 「SDG s 未来都市および自治体SDG s モデル事業」への応募について

○せりざわ委員長

次に、(2)「SDG s 未来都市および自治体SDG s モデル事業」への応募についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉岡政策推進担当課長

続きまして、私のほうから「SDG s 未来都市および自治体SDG s モデル事業」への応募についてご説明させていただきます。A4資料をご覧くださいでしょうか。項番1、概要でございます。内閣府におきまして、地方公共団体によるSDG sの達成に向けた取組みの提案を公募し、「SDG s 未来都市」として、その中でも特に先導的な取組みを「自治体SDG s モデル事業」として選定するもの
でございます。

区におきましても、昨年4月から区長を本部長といたしまして設置したSDG s 推進本部をはじめと
いたしました様々な会議体によりまして、全庁体制でSDG sの理解促進を図るとともに、本事業の
応募に向けて提案内容の検討を行いまして、先日応募させていただいたところ
でございます。

次に、項番2の提案受付期間でございますけれども、先月1月19日に応募要領が公表されまして、
記載のとおり期間が示されたところ
でございます。

次に、項番3の提案内容でございますけれども、こちらにつきましては、添付の別紙で
ご説明させていただきます
いただければと思います。恐れ入りますが、資料の右肩に別紙とある資料
をご覧ください
か。

こちらの項番1は、これからの品川区のSDG s 推進に向けた事業イメージという
ところ
でございます。テーマは、「ウェルビーイングの視点から～子どもとともに成長する新時代のSDG s
しながわ」
としておりまして、次年度予算のものも含まれておりますけれども、事業全体のイメージ
といたしまして、官民連携の強化を図る体制や事業を充実させることで、様々な社会課題
の解決を図っていく
という
もの
でございます。

区が旗振り役となりましてSDG sを推進する事業を進めていくことはもちろん重要
ですけれども、
資料の左下、中央下にも
ござい
ます
と
おり、企業や地域・大学・商店街と連携した事業を一層進めて
いく
という
もの
で
ござ
い
ま
す。

1枚おめくりいただけますでしょうか。次に項番2、国に申請したSDG s 未来都市・自治体SDG
s
モデル事業
で
ござ
い
ま
す。国への応募に当たりましては、定められた提出様式が
ござ
い
ま
す
ので、経済、社会、環境の3側面に沿った考え方、さらに多様な事業を加えた提案内容
と
いた
し
ま
し
て、こちらの
ペ
ー
ジ
の
構
成
に
よ
り
応
募
し
た
と
こ
ろ
で
ござ
い
ま
す。

提案概要の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、最初のA4資料にお戻りください。項番4の提案後のスケジュール
で
ござ
い
ま
す。提案後は内閣府が設置する自治体SDG s 推進評価・調査検討会におきまして、各自治体より
応募
の
あ
つ
た
提
案
内
容
が
審
査
さ
れ、必要に応じてヒアリングも行われると聞いて
お
り
ま
す。その後、5月
か
ら
6
月
に
SDG s 未来都市の選定結果が公表されるというスケジュール
に
な
っ
て
ござ
い
ま
す。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

昨日もこれをじっくり読ませていただいて、SDG s 未来都市および自治体SDG s モデル事業ということで、提案概要をずっと見ながら考えていたのです。

誰一人取り残さない社会をつくるということですが、生活に余裕のある人はこういうことも考えられますけれども、今ほとんどの人が希望するのは、どうしたら生活が楽になるかということが主眼だと私は思うのです。政府でこれをどんどん進めろと言うけれども、今の日本社会の実態を見ていたら、皆さん生活にきゅうきゅうとしているような状況の中で、ヤングケアラーの支援とか、子ども食堂、これは本当に大事なことです。やっぴいかなければいけないのだけれども、自治体でモデル事業をする前に、なぜ多くの区民を救済するということを考えないで、SDG s 推進に向けた事業を進めるのか、区民の側に立つとよく分からないです。確かに大事なことというのは分かります。将来世界、今の世界環境、気候の環境とか、資源が足りないということで、分かりますけれども、それはあくまで未来像でしようけれども、取り組む内容が、区民を主体として考えていないのではないかなというふうに、私は昨日読んでいて思いました。

様々な項目が書かれております。環境のほうだったら、カーボンニュートラルの推進とか、循環型社会、皆さんやれるところはやっているとありますが、今区民生活にとって何が必要なのかということとを先に考えて、それを解決していかないと、自治体SDG s モデル事業を進めるというのは、今の時代にとってはそぐわないような気がしてならないのです。そこら辺はどういうふうに思われますか。これはこれで、いや、あくまで未来像なのだというのは分かるのですけれども、自治体が考えるのは、皆さんの生活が安定して、幸せな社会生活を送っていくということだと思っておりますけれども、どうしてこっちの方向にどんどん進むのかというのは理解できないと、昨日これを読んでいて思ったのですけれども、我々はこれに対してどういうふうに思いを寄せたらいいのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○吉岡政策推進担当課長

委員からご案内もありましたけれども、SDG s は誰一人取り残さない、持続可能などという部分が含まれております。そういった意味で、SDG s の17の目標がございますけれども、その中には、健康福祉ですとか、貧困、こういった部分も含まれているところでございまして、ご紹介のあった子ども食堂ですとか、ヤングケアラーはまさにそういったものに資する施策、事業だというふうに考えているところでございます。

当然自治体が行う事業についても、すべからくSDG s につながるというふうに考えているところでございますけれども、こちらのモデル事業、未来都市というところは、特に官民、あるいは産学官が連携しながら進めている事業を抽出して載せていくところでございまして、当然必要な支援事業も、次年度予算案でも提案させていただいているところでございまして、そういったものは総合的な観点からしっかりと進めていく。もちろんSDG s についても、国が進める、地方公共団体が進めていくものというふうに考えてございますので、引き続き推進していくという考えは変わらないところでございます。

○須貝委員

もう一点、嫌な言い方をして恐縮ですが、誰一人取り残さない。今多くの方が取り残されている。現状だとそういう方たちがどんどん増えている。それは認識されていると思うのですが、そういうところで、片やこちらのほうでSDG s を推進するのだと。私の感覚では何か合わない気がするのです。多くの方がどんどん取り残されて、働く環境もそうですが、収入面でも皆さん大変だ、

生活面も大変だ、そしてこれを進めていく。将来的には大事なことだというのは私も認識しているのですが、ましてこれだけ全世界で戦争だ、能登半島地震があって、もう復興で大変だ、いや、そうではない、誰一人取り残さないこういう社会は大事なのですよと言われても、多くの方がぴんとこないと思うのですが、その辺はどう思われますか。多くの方がどんどん取り残されていると思うのですが、そちらを取り残さないように支援していくほうが先のような気がするのですが、私の考え方に何かちょっとお答えいただけますか。

○吉岡政策推進担当課長

先ほど申し上げたところでありますけれども、SDGsは誰一人取り残さないという大きな目標がございます。こういった中で、取り残されている人が多くなっているのではないかとこのところでございますけれども、それをなくしていくということがSDGsの推進というところがございます。SDGsに向けた様々な事業がございますので、そういったところで、多くの区民の方の幸せにつながるような事業、官民が連携しながら、持続可能な事業をすべく、引き続き邁進していきたいというような考えでございます。

○塚本副委員長

SDGs未来都市を推進していただくというところで、今年度中でしたかね、取得を目指すのは、ぜひ頑張って進めていただきたいというふうに思っています。これが今の時代に合った政策なのかどうかという話については、例えば、環境の問題は、僕が学生の頃、もう40年ぐらい前ですけども、そのときにヨーロッパのローマクラブというところが成長の限界という、ゼロサム社会の、そのときからこういう危機というか、地球規模の危機というのは言われていて、だけれども、結局そこに対して具体的な対応が取れなくて、それは理念、考え方としてはあるけれども、現実社会はそうはいかないみたいなところで、結局今の気候変動とか、いろいろな問題が起こってしまっているわけです。南北の分断とか、世界的にも、日本においても、もしかしたら貧困、格差社会というのもできているのかもしれない。そういうものをようやく全ての政策において、SDGsという考え方で、持続可能な、誰一人取り残さないという考え方で物事を進めていかなければというところで非常に大事な、今の問題を解決するために外せない考え方というか、政策だというふうに思っていますので、その点について一言、区の考えをお伺いしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

今、副委員長からお話がありましたけれども、SDGsは、国あるいは世界共通の目標でございますけれども、自治体にできることをしっかりとやっていく。また、区民の皆様が、大きいこと、国がやること、地方公共団体がやること、そういったふうに思っていないかのように、しっかりと普及啓発をしながら、品川区を持続可能な町にすべく、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるような形で、こういった計画を提案しながら、事業のほうもしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○石田（秀）委員

これこそ全てにわたることなので、皆さんご苦労いただいているのだらうなと思いますし、いろいろな事業をやっていくのが、いろいろ事業をやっているのをこれはSDGsだと言えば、全部当てはまってしまうのかなというような感じだけれども、多分目に見えて分かるのは、例えば今の気候変動とか、ゼロカーボンしましょうと言われてることを、自治体の中でやれることをやっていこうではないかぐらいのことを、やっているのだけれども、できるかどうか、2030年の問題もあるけれども、できないのだけれども、どこかちょっと違うなど。目標だけは掲げておかなければいけないし、いろいろやっ

てくださっているのではないですか。ゼロカーボンに向けて、今度もうやったのか、高知県と木材利用の促進を、協定の話を高知とやって、せっかくやっていただけてよかったと思うけれども、ああいうことだっただけでスタートしてくるということで、やっていますよ。

だけれども、この前も廃棄物で、これは問題だろうと言ったのは、廃プラ、廃プラと騒ぐけれども、炉の温度が下がっているから紙とかも燃えないと言って、重油を入れていると言うのだよ。これは本末転倒だね。プラスチックを入れたほうが温度が上がって、そんなの、重油なんて入れることはないのだから、だけれども、こういうのが環境にやさしいと、環境の問題で廃プラとなると、炉の温度が下がってしまって、炉の温度が上がらなければ、効率的に燃えないのだから、それをもっと上げようと、今、灰溶融炉とか、ダイオキシンの出るとかそこは関係ない。それなのに重油を入れてしまうとか、これは環境の問題でどちらを取るのか、私は、重油を入れるのは本当に本末転倒だと思っている。それだったら、プラスチックを燃やしたほうが良いと思っているぐらいだから、温度を上げるのならだけれども、それは廃プラもちゃんとやっていかなければいけないわけで、今ペットボトルからお茶を入れて持ってきたけれども、現実にはペットボトルを使ってしまっている。だけれども、どちらが大切かということでしょう。紙のパックしかコンビニに行っても買わないなら、私だってそんなことはしていない。これがいいのかと言われれば、そういうことだけれども、行政がやるのだったら、そこら辺の気候変動、みんな変だなど言ったら、基本的にはそこら辺のところに行くしなくなってしまうような気がしてならないのだ。

だから、これをやっていただくのはいいので、全部の事業に関わってくることなので、努力してやっていくけれども、ぜひそこら辺の、矛盾しているな、これは本末転倒だろうというようなところは、どこかでちょっと1回整理をして、SDGsの観点から見て本末転倒ではないか。さっきちょっと言った重油の件だけを言っているわけではないのだけれども、高知もやってくれたから、こういうのもいいのだけれども、そういうのをどこかでちょっとやれるような、何か書いてあると、全部が分からなくなってしまう。そこら辺だけぜひよろしく願います。それだけです。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

それではご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(3) 令和6年度都区財政調整について

○せりざわ委員長

次に、(3)令和6年度都区財政調整についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○遠藤財政課長

それでは私から、(3)令和6年度都区財政調整および令和5年度の都区財政調整再調整方針のご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、昨年秋から都区で協議を続けまして、1月29日の都区協議会で合意が成立したものですので、その内容についてご報告させていただくものでございます。

まず資料、1ページでございます。初めに、令和6年度都区財政調整方針でございます。第一でございます。都区間の配分割合の協議の継続でございます。都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとなっております。

下のほうに令和2年度の協議という部分について四角い枠で書かせていただいております。前回もご説明させていただいたところではございますが、令和2年度協議をそのままずっと引き続きやっていくということで、いわゆる児童相談所の関係でございます。こちらについては、協議がまだ並行しているところがございますので、ここの部分については、引き続きやっていきますというようなご説明になっているところがございます。

次に、第二でございます。基準財政収入額でございます。まず、1として、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえまして、実績に基づく標準算定を行うというもので、過去3年の実績に基づいて合理的に測定するものでございます。2といたしまして、算定に当たっては社会経済および税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率において算定しているものでございます。

第三、基準財政需要額でございます。1といたしまして、特別区がひとしく行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行います。

2といたしまして、特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減等の方針による増減を見込むもので、この見直しにつきましては毎年行っているものでございます。

第四の今後の措置でございますけれども、都および特別区ならびに特別区相互間の財政調整に関する条例、これは東京都の条例になります。この一部を改正する条例案と予算案、これを令和6年第一回東京都議会定例会に付議しまして、都議会において審議されるという形になります。

2番でございますが、区別、品川区が実際のどのぐらいかという部分につきましては、この測定単位の数値を確認して、8月頃になりますけれども、当初算定として、こちらはまた議会のほうで結果を報告させていただくというような流れになっているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。裏面になります。こちらは令和6年度の都区財政調整の概要についてご説明いたしております。概要についてより細かい部分につきましては、この後の3ページ、4ページに記載が入っておりますが、概略という形でちょっとご説明をさせていただければと思います。

まず1番、交付金の総額でございます。(1)調整税等でございますが、こちらは2兆1,894億円で、前年比で3.8%増となっております。

(2)の交付金の総額でございますが、こちらは1兆2,160億円で、1.8%増となっているところでございます。この額が特別区のほうに配分される形になっております。

なお、(1)のところでは3.8%増となっているのが、(2)で1.8%と低くなっているところでございますが、3ページのほうをご覧くださいますと、区分欄の上段が交付金の部分になるのですが、交付金の総額のところの、区分のところです。計のAというところがあるかと思っております。こちらの1つ上に精算分というのがございます。令和6年度分が令和5年度分と比べ、大分低くなっているというのがお分かりになると思うのですが、こちらは令和4年度の再算定というのがあるのですが、その後の確定数値が outcome しまして、その分を令和6年度で精算する、2年後に精算するという形になりまして、令和5年度は令和3年度分の精算をしたのですが、このときはかなり大きかったというところの反動で、令和6年度は普通の状態に戻ったという形になりまして、その分、金額としてはちょっと減っているような形になっているところでございます。

それでは、お戻りいただきまして、今度は2番になります。基準財政収入額でございます。こちらは1兆3,822億円で4.4%の増、3番が基準財政需要額で、2兆5,374億円で3.2%増となっ

ております。

その下でございます。需要額の新規算定等の主な項目でございます。まず、新規算定といたしまして、幾つか、概要ということですので、3つでございますが、ひきこもり対策事業費、病児保育事業、予防接種のうちの帯状疱疹ワクチン、こちらの全部で13項目が新規の算定となっているところでございます。

次の算定改善等になりますけれども、こちらは職員研修費、放課後児童クラブ事業費、保育所等の第二子無償化の対応などということで、全部で28項目が対象となっております。

その他といたしまして、公共施設改築工事費の臨時的算定、これが1項目となっているところでございます。

4番、普通交付金所要額でございますが、3番の基準財政需要額から、2番の基準財政収入額を引いた額で1兆1,552億円、1.8%増というふうになっているところでございます。こちらは先ほどの(2)の交付金の総額のところに普通交付金というところがあるかと思えます。そちらの数字と合っている形になっております。

次のページの3ページでございますが、こちらは令和6年度の都区財政調整のフレーム対比になっております。こちらは先ほどご説明したもののより細かい数値が書いてあるところでございますので、こちらにつきましては説明を省略させていただければと思います。

おめくりいただきまして、4ページでございます。先ほどは代表的なものをご案内させていただきましたが、こちらは令和6年度都区財政調整でいわゆる新規算定項目、算定改善等となった、一覧になっているところでございます。ですので、先ほどの新規算定13項目、算定改善等28項目、その他1項目について、それぞれ実際の算定の中身になっているところでございます。

続きまして、5ページのご説明をさせていただきます。こちらは令和5年度分の都区財政調整の再調整方針でございます。令和5年度の都区財政調整決定方針に基づき算定された後に、調整税等の動向を踏まえまして再調整を行うものでございます。

まず、第一、交付金の総額でございます。東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額するものでございます。

第二でございます。増額によりまして、基準財政需要額を追加算定するものでございまして、例えば1番、2番では、国民健康保険事業助成費の中の産前産後保険料の免除や、出産育児一時金が増加で算定されたものでございます。3番、4番は予防接種の関係で、帯状疱疹ワクチンやヒブワクチンが増加で算定されたものになります。そのほか全部で9項目が再算定となっているところでございます。

第三は、今後の措置でございますけれども、令和5年度都区財政調整の再調整に関しまして、こちらでも令和6年第一回東京都議会定例会に条例の改正案、補正予算を付議しまして、都議会での審議の後、改正条例の公布、補正予算の成立を待つて行うものになっているところでございます。

最後に6ページでございます。今の部分につきまして、令和5年度の再調整の概要となっているものでございます。1番、普通交付金の再調整額でございますけれども、こちらは533億円となりますが、当初の算定残額として389億円ございまして、その後、今回の調整税等の上昇により、交付金の額が144億円増となったことで、533億円となったところでございます。

2番でございますが、再調整の内容ということで、このうち①普通交付金の所要額515億円というところで、再調整の内容については先ほどご説明したところでございます。

②特別交付金への加算ということで、こちらが18億円追加になっているところでございます。

最終的な3番の再調整後の交付金の総額でございますが、1兆2,096億円で、普通交付金が1兆1,473億円、特別交付金が623億円という形になっているところでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○中塚委員

ありがとうございました。令和6年度都区財政調整方針ということで、品川区の当初予算案をにらみながら、新年度はどういうことになるのかなと考えて見ていたのですけれども、基準財政需要額に関わる話ですけれども、防災費についてです。防災費を改めてよく見てみたら、一般財源が17億円余、国や都の補助金とか何やらが2,500万円余で、一般財源が桁違いに多いです。財政調整でも見られるみたいですが、先ほどの説明でも、新規算定を見ても、水害はあるけれども、いわゆる首都直下型大震災については、消火器がぼろっと入っているぐらいで、あと公共施設が入っているぐらいで、これだけ防災対策が言われている中で、国や都の補助金が少ないのもどうかと思うのですけれども、質問は17億円ぐらいの一般財源のうち、財政調整算定で見られるのはどれぐらいなのかということをちょっと知りたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○遠藤財政課長

一般財源ということで、財政調整の中で防災がどれぐらい含まれているかというご質問ですか。

○中塚委員

いや、防災費の中で17億円余が一般財源として出されているのだけれども、結果、財政調整算定でどれぐらい見られているのかなということです。

○遠藤財政課長

大変申し訳ありません。今の段階で予算案のほうは、今、令和6年度のものを手元に持っていないので、正確な数字は。

○中塚委員

何割ぐらいで。

○遠藤財政課長

申し訳ございませんが、その辺も。

○中塚委員

最後は自分の意見だけです。防災対策と言われながら、首都直下型大震災に向けて、新年度予算でもいろいろ事業が追加・拡充されていますけれども、国や都の補助金は少ないと思うし、一般財源の中で、23区の共通の項目となってくると、品川区の町の特徴と23区の町の特徴は、重なる部分と大分違うところもあるし、最近そんなことを考え始めたということです。

○石田（秀）委員

財政調整のいろいろな交渉、ご苦労さまです。それで最初に聞きたいのは、令和2年度の財政調整の協議を継続する。これはこれでいいのです。しようがないと思っているのだけれども、児童相談所の話です。継続するのはいいのだけれども、どれぐらい議論があったかなと知りたいのは、0.1%のときに、書いてあるとおりなのでいいのだけれども、当初3区で、私の記憶だと、六、七区の実績が出て、その実績を基にもう一回協議し直しましょうということなのだよね。

今何区になったのと聞きたいのも1つだけれども、私の感覚は、相当実績が分かってきて、先行区な

んかは、もうちょっと早くやってくれ、それでちゃんと手当てしてくれよと言っている区が、ある区から聞いたのだけれども、ある区の議論でそこら辺のところを結構やっている。そう考えると、これは特別区にとっても非常に大切な話で、そうすると1区だけはちょっと置いておくけれども、それでそれを都があそこへ持っていくというのは、あまりにひどいなと思っているけれども、あとの22区で、設置をしていこうという、全くのところもまだある。そう考えると、品川区も実績があるかという、まだ決算上の実績はないわけだから、あれだけれども、それは6区なのか、7区なのか、そうなったら、この協議をもう一回やりましょうよというのが、それは区長レベルの前に、実務者レベルがあるのだろうか、もし行われたとしたら、単純にもういいです、これ継続しましょうというのは、それはいいのだけれども、それはそれでどういうふうになっているかというのをお聞きしたいということです。

それと、私も不勉強だから、ごめんなさい。教えてもらいたかったのは、さっき令和4年度の再算定の話が出て、これがすごく減った、赤になっているというのですけれども、令和4年度はいろいろあったからと言うのだけれども、具体的に何があったのですか。何か大きいことがあったと言っていました、何があったのかちょっと記憶がなくて、すみません。そこら辺のところを教えてもらいたいと思うのが1つです。

それから、新規算定の部分は、頑張っていたきたいとしか言いようがなくて、ぜひよろしくお願いますというところだけれども、1つ思うのは、再調整のやり方だけれども、いろいろ項目が、主にどういうのに使ったり、再調整でこういうのはあるのだけれども、基本は、私が懸念しているのは、再調整は金額が大きいではないですか。こんなに大きくなってきて、使えないというのものもあるわけだから、残があるということは、使えないとなると、さっき言った児童相談所も含めて、何だよ、関係ない、やれるではないかとなるから、ここの再調整のところはやっぱり使えるような形をしっかりとっておかないと、とっていて、そこら辺の感覚とか意気込みというのか、それがないと多分もう何かやれるだろうとなってしまふような気がしてならないので、そこら辺の感覚だけ教えてほしい。

○桑村副区長

最初の児童相談所の協議のほうについて、結局都と特別区というのは、なかなか折り合いがつかない。東京都のほうは、初めからやり直したいみたいなお話があって、55.1%と0.1%も上げて、元から議論するのだという主張が一方であって、特別区のほうは、いや、そうではないだろうと。委員がおっしゃったとおり、きちっと実績が出れば、配分割合を直すのだと約束していたではないかと、そういう意味で、去年は全く折り合いがつかなかったのですが、今年は一応その話はやめておいて、もう一度児童相談所というのがどういうものなのか、そしてそれに対して東京都と特別区の意見がお互いに一致したら、それではどのぐらい経費がかかるのだということで、配分割合の協議をしようということになったわけです。

それで私も副区長会の副会長をやっているので、会長、副会長が委員となって協議会をつくって、今やっているわけです。その下にまた幹事会というのがあって、ほとんど部長級がやっているわけですが、どこまでやるかということについても、正直言ってなかなか折合わないのがあって、今議論しているのは、児童相談所というのは、もちろん特別区がやれることではあるのですが、それが都道府県から、いわゆる設置義務が落ちたのか、それとも、できるだけなのかという議論から始めようと東京都はしているわけです。ですので、一番は23区そろっていない、全部がまだ児童相談所をつくっていないで、今8区が児童相談所をやって、品川区が9区目になるわけですが、とはいっても過半数には達していないわけです。そういうこともあって、都とすれば、自分のところに留保しているという考え方の中でつ

くっているところがあるというところの整理で、いや、特別区側はそうではなくて、それは区が手を挙げたら、それはもう都道府県側に権利がないのだという主張のところから始まっているわけです。

なので、法令解釈みたいなどの議論を今やっているところで、なかなか配分割合のところまで行かないのが実情です。正直言って、令和5年度でなかなか決着がつかなくて、令和6年度でとにかく早くやってくれという特別区の主張であります。特別区とすると、また違う議論というのですか、今度はまた、先ほどちょっとありましたけれども、今、税収がいいということがあって、配分割合を変更しなくても入るではないかということをごどこかで言いたいわけです。毎回特別区のほうは抗議しているような状態で、では、それを取り下げますとは言っているわけですが、そういう意味での本格的な議論に入れないのが実情です。

ただ、令和2年度の財政調整の方針で、5.1%は確認するという事は取れているので、少なくとも0.1%は児童相談所の議論の中で上がったというのは、実績としては取れたということでありませぬ。もちろん0.1%でいいと思っているわけではありませぬけれども、では、それがどこの時点になったらきちとした議論になるのかというのは、正直言って、まだ折り合いがつかない状態で、この状態は令和6年度も続くだろうというところでは。

○遠藤財政課長

まず、調整額の考えでございます。令和3年度が多かったというところですが、恐らく東京都のほうで、コロナ禍というところもありまして、法人住民税がそんなに伸びないだろうと見込んでいたのが、大手のところが増えたというところでございます。

それから再調整の在り方、今回かなりの金額が再調整という形になります。再調整はないというのが本当はあるべき姿というふうには思っているところでございますけれども、税収が伸びているというところもありまして、今、再調整がほぼ毎年あるような状況でございます。

区といたしましても、例えば、今回高校生の医療費の無償化で、東京都は所得制限等をしているけれども、区ではやっていないというところがあるかと思えます。そういう部分について、区のほうは、23区がやっているのですから、当然それは財政調整で算定されるべきだろうというようなところでいろいろお話をしているのですけれども、東京都のほうはいろいろ理由をつけて、それは認めないというようなところでやっているところもありまして、区のほうといたしましても、その辺も含めていろいろと、これは算定されるだろうというところで、どんどん出していくというところが現状でございます。

○石田（秀）委員

副区長、本当にありがとうございました。ぜひ頑張ってくださいと思っていて、私はもう本当に再算定の中で取り込まれてしまうのではないかと考えていますが、今言ったように、0.1%でも、これはやったということでもあります。

ぜひご理解いただきたいのは、品川区の場合は、特に私の地域は、同じ町会の中に児童相談所が2か所あるので、片方はなくなるのかと聞いたら、ほかの区がやらないから、なくなるわけでは。これは必ず残るわけで、地域の方々も、2か所もあってどうなのだと、理由が分かっていない。何で2つ、こちらができたなら、こちらはなくなるのだよねというのが普通の考えですよね。だけれども、その理由も分かっていないから、説明すると、何だよ、それ、違う区のためにこちらがやっているのかみたいな話に逆になってしまうので、決していいことではないと思っています。

だから、そういうことも含めて、先ほど言った設置義務と設置していいよというのは大分違った話だ

と思っております。もともと設置していいよでやったけれども、0.1%がついたと思っておりますので、それでも区長、副区長をはじめ皆さん頑張っていたことだと思っておりますので、私はさっき言った7区ぐらいでやると思っていたけれども、今の話だと過半数を超えるまでは無理そうなので、それでも無理そうな雰囲気があるけれども、ぜひこれはきっちり議論の場に常に出していただいて、やっていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと再算定の項目は、本当によろしく申し上げます。今無償化の話は初めて聞いたけれども、やって、もらっていないというのは、あまりにひど過ぎるなど、今ちょっと思いましたけれども、そういうのも含めてぜひよろしく申し上げます。

○松本委員

ありがとうございます。この協議は大変だなと毎回聞きながら思いつつ、私も不勉強で、教えていただきたいところがあるのですが、带状疱疹ワクチンは、最近電車に乗っていても、広告などがよく出ていて、50代以上の方たちのお話を聞くと、すごく大変な病気ということで、ワクチンが大事だというようなことをいろいろなところで聞くのですけれども、それはそれとして、これはたしか去年東京都から補助金が出始めたやつだったと、2分の1の補助金が出て、これがまた1年度後にすぐ新規算定という形になっていて、ここの違いを整理したいなと思うのです。

間違っていたらご指摘いただきたいのですが、今年度については、あくまで補助金で、東京都から2分の1が出て、残りの2分の1は区の自主財源でやってくださいという形になっていて、来年度からは、もうそのまま算定されて、補助金という形ではなくなるという理解でいいのかということなんです。その事実確認と、細かい話になるかもしれないですが、たった1年でそこが変わるというのはよくあることなのか、どういう意図で伺っているかということ、補助しますよというのは、どちらかということ、都のアピールに使われてしまうのかなとある意味思ってしまうと、アピールに使ったら、あとはこのような算定という形で、ある意味切り離されるような感じになるのか、たった1年でこんなに制度の動きがあるというのは、ちょっと不思議だなと思うのですけれども、その辺りはどういうふうに理解したらいいのか、分かる範囲で教えていただければ幸いです。

○遠藤財政課長

今手元に細かいものがないのですが、带状疱疹ワクチンについては、都の補助も引き続き残るような形になっています。ただ全額ではないので、当然一般財源が挿入される形になるので、その部分については財政調整のほうで算定しますよというような形になっているところでございます。ですので、半分・半分みたいな形になろうかと思っているところでございます。

带状疱疹は都のほうでも始めて、区のほうでも結局補助金をやるかやらないかというのは、また別の判断があるかと思うのですけれども、比較的多くの区が標準的にやるというような判断がなされたので、今回新たに算定に加わったと考えていただければと思います。

○松本委員

分かりました。では、補助金としては引き続き東京都としても残るということですね。比較的多くの区がやっているということもあって、協議の結果、算定が上がってきたということで理解しました。ありがとうございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和6年能登半島地震に対する区の対応について

○せりざわ委員長

次に、(4)令和6年能登半島地震に対する区の対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは、私から令和6年能登半島地震に対する区の対応についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、1月の総務委員会でもご報告させていただいているものを、引き続きご説明させていただきたいと思います。まず資料をご覧ください。

1につきましては、地震の概要でございます。発生日時、1月1日16時頃に能登地方を中心とした大規模な地震が発生したところでございます。

2番の被災地支援本部でございます。重複する部分がございますけれども、1月4日に被災地支援本部を設置いたしまして、これまで3回開催しているものでございます。

3番に進みまして、具体的な対応状況でございます。①の義援金でございます。区内各施設に義援金箱を設置いたしまして、区民の方から義援金等を募ったところでございます。寄付金額としまして、現在750万円余の寄付金額をお預かりしているところでございます。また後ほどご説明いたしますけれども、1月29日に都の対口支援自治体の輪島市のほうに、義援金の一部100万円をお届けしたところでございます。

②物的支援でございます。輪島市への支援ということで、支援要請のございました輪島市への物資の支援を行ってございます。記載のとおり1月に3回、2月9日に4回目ということで支援要請をいただいた日用品ですとか食料品、そういったものを支援で届けているところでございます。具体的に物資の支援をお届けに上がっているということで、先ほどの東京都の対口支援の自治体ということで、輪島市へ併せて義援金の一部100万円をお届けしたものでございます。

また、記載はございませんけれども、先週末2月22日に金沢市のほうから物資の支援要請をいただきまして、飲料水、500ミリリットルのペットボトル約1万8,000本をお届けしているところでございます。

2ページにお進みいただきまして、③の人的支援でございます。人的支援に関しましては、国ですとか都、区長会等で要請いただいたものを、各区で配分等割り振りをして行っているものが主になります。内容といたしましては、保健師の健康支援・健康管理業務、こちらのほうは3月に予定しております。また、既に実施しているものとしまして、住家の被害認定業務、罹災証明書の発行に係る受付業務、被災地の宅地危険度の判定業務、それからちょうど今週でございますけれども、ごみの収集運搬支援ということで、清掃事務所が七尾市のほうに今行っているところでございます。

④へお進みいただきまして、被災者の公営住宅の受入れでございます。地震によりまして住宅が損壊するなど、現地で居住が困難になった方に、区内の公営住宅等を一時的に提供することとしてございます。提供しておりますのは10戸ということで、1月24日より受付を開始いたしました。先週2月14日の時点で、お申込みを3件いただいております。うち1件は2月9日から入居していただいているような状況でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

今、物的支援のほうで、2月22日に金沢市から飲料水1万8,000本の救援要請があったということですが、金沢市のほうは、上下水道工事が完了していたかと思うのですが、何か別に使われたのかなと思って、もし分かればそれだけ、分かる範囲でいいです。

それと、人的支援のほうですが、向こうに行かれた方がいて、話を聞いたら、報道でもありましたけれども、宿泊所がなくて、避難所対策、それから、各自治体の市役所等をはじめ、宿泊施設がないというので相当困ったという話をお聞きしているのですが、実際支援に行かれた品川区の職員は大丈夫だったのでしょうか。今キャンピングカーがあると、そこに寝泊りできていいとかいう話も聞いていますけれども、実際その辺の実態だけちょっと教えてください。

○勝亦総務課長

まず、金沢市でございます。金沢市のほうからご要望いただいているのですが、委員がおっしゃるように、一定程度復旧はしているのですが、金沢市が石川県北部のほうに支援物資を出してくれという要請を受けたということで、それを2段階支援のような形で実施しているものでございます。

また、派遣した職員の現地での様子でございますけれども、全てという形ではないですが、主に宿泊施設のある金沢市等を拠点にして、例えば、罹災証明書でしたら、そこから輪島市へ長時間かけて移動して、また金沢市に戻って宿泊というような形を取って、キャンピングカーとかそういった形での状況ではないということです。

○須貝委員

派遣で行かれた方は大変な思いをして、金沢市まで戻って、片道だけでも3時間、4時間かかって、往復6時間以上かかって、実質向こうで作業が、あんまりお手伝いできなかったという話も聞くので、本当に宿泊施設というのも大切だなと思いました。本当にご苦労されたと思います。ありがとうございます。終わります。

○松本委員

お答えを本当にありがとうございます。

それで、一般質問であったかもしれないし、総務委員会なので、公営住宅の受入れ、どこまでお伺いできるかはあれなので、無理でしたらおっしゃっていただけたらと思うのですが、考え方が僕、今回ほかの自治体も見ていて、結構提供できる住宅がこのぐらいあるよというのは、ぼんぼん報道で出ていたかと思うのですが、これはあらかじめある程度予備として取っていらっしゃるからこういうことができるか、それとも空いているからということなのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○勝亦総務課長

住宅の所管をしている部署の確認ということで、区民住宅のほうは2戸空いているものを転用しているという状況と、木造住宅密集地域用の従前居住者用住宅を8戸転用できるものを活用しているというふうに考えてございます。

○松本委員

ということは、結局この被災者を受け入れたり、目的ではないけれども、事実上空いているところがあつたから、これを転用したというような理解でよろしいのですか。

○勝亦総務課長

はい。そのような形で有効活用しているということでございます。

○石田（秀）委員

1点だけ教えてください。これは分かる方がいらっちゃって、本当は防災課かな。ここは総務委員会なので、大分外れてしまうかもしれないけれども、感覚的なことと言いますけれども、東日本大震災がありました。品川区も支援をしました。今回も支援をしています。特に東日本大地震は宮古市もあったり、富岡町があったり、いろいろあって、緊急事態ですぐ対応しようなどというのもあった。

そのときの対応、それから今12年か、それぐらいたつた中で今度の震災があつて、あんまり変わっていないではないかとか、いろいろな面でそれが生かされているのかみたいな話が出てくるではないですか。品川区の肌感覚で、人的支援なりいろいろ支援をしていく中で、これは大分整理されて変わったとか、それが生かされているかなというのが、感覚的にあれば教えていただければありがたいです。

○勝亦総務課長

防災のほうからの話といたしまして、被災地支援に関しましては、例えば、物資を送る際に、この間、物資の配備ですとか、トラック協会との関係構築ですとか、そういった部分の中で、東日本大震災のときに比べて支援物資を発出するのに非常に短時間で準備できて発出できたというような話を伺っております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 地方税の賦課及び徴収事務における特定個人情報保護評価の実施結果について

○せりざわ委員長

次に、(5)地方税の賦課及び徴収事務における特定個人情報保護評価の実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○堤坂税務課長

では私から地方税の賦課及び徴収事務における特定個人情報保護評価の実施結果について、資料に沿って説明いたします。本件は昨年11月28日の総務委員会で事前にご報告いたしました。項番1にございますように、システム標準化による地方税賦課徴収事務システムの更改を令和7年1月に実施するに当たり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、番号利用法の定める手続きといたしまして、特定個人情報保護評価書の修正に伴う区民意見公募および第三者点検手続きを実施いたしましたので、その結果を報告するものでございます。

次に項番2、区民意見公募手続の実施結果でございます。(1)実施期間といたしましては、令和5年12月1日から21日までの21日間設定し、(2)実施結果としては、お寄せいただいたご意見、ご質問は、残念ながらありませんでした。今後ほかのパブリックコメント等の状況も踏まえまして、より効果的な周知方法等を研究してまいりたいと考えてございます。

次に項番3、第三者点検の実施結果でございます。(1)実施日は令和6年1月15日でございます。(2)点検実施機関につきましては、品川区個人情報保護審議会専門部会に点検をお願いしたもので、構成員といたしましては、記載の3名の有識者の方々でございます。(3)意見の概要といたしましては、裏面をおめぐりください。委託業務の表記、委託先の事業者名の表記、業務システム専用パソコンのセキュリティについて、記載のとおりご意見をいただきまして、①と②につきましては区の考え方の記載

どおり、評価書を修正し、ご了承が得られております。

最後に項番4、今後のスケジュールでございますが、(1)として、内閣府に設置している個人情報保護委員会へ、評価書を3月上旬に提出、(2)としまして、全項目評価書を3月上旬に区広報紙、ホームページ、税務課窓口で公表いたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

○せりざわ委員長

最後に、(6)固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○提坂税務課長

では、固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてご報告いたします。この件につきましては、令和5年請願第11号及び第14号固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願が提出されまして、昨年9月25日、第3回定例会中の総務委員会におきまして審査の後、10月24日の本会議において、都知事宛てに軽減措置の継続を求める意見書が議決され、提出されたものでございます。このたび東京都より公表がございましたので、ご報告いたします。配付資料をご覧ください。

まず項番1、本年1月26日に東京都におきまして、令和6年度につきましてもこれらの軽減措置を継続する旨の公表がございました。

次に、項番2の3項目が意見書にて軽減措置の継続を求めるものでございます。(1)小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置について、面積200平方メートルまでの部分を2分の1に軽減するものでございます。

(2)小規模非住宅用地に対する固定資産税と都市計画税の減免措置について、面積400平方メートル以下の土地のうち、200平方メートルまでの部分を2割減免するものでございます。

(3)商業地等に対する固定資産税と都市計画税の負担水準の上限引下げ措置につきましては、負担水準が65%を超える商業地等につきまして、65%に相当する税額まで軽減するものでございます。

なお項番2の(1)につきましては、令和6年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出するとのこととございます。

また、項番2の(3)につきましては、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続きを行う予定とのこととございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

毎年報告されますけれども、上のほうで軽減措置について令和6年度以降も恒久的に継続するというぐらいの文章が欲しいなという、ちょっと一言だけ言っておきます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○せりざわ委員長

最後に、予定表の2、その他を議題に供します。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

それでは、この案のとおり申出いたします。

(2)委員長報告について

○せりざわ委員長

次に、(2)委員長報告についてです。このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3)その他

○せりざわ委員長

次に、(3)その他を議題に供します。その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ないようですので、正副より1点ご案内いたします。去る2月20日の委員長会において、議長より所管事務調査の報告を提出いただきたい旨の依頼がありました。本委員会においても、これまで取り組んでまいりましたシティプロモーションについて、財政について、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。これらの文面については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

では、そのように報告させていただきます。議長に報告する文面につきましては、後日皆様にお配り

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時36分閉会